

岩手県告示第 765 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通大臣から次のとおり通知があった。

平成 18 年 7 月 7 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 公共測量を実施する地域 花巻市、北上市、久慈市、遠野市、大槌町、山田町
- 2 公共測量を実施する期間 平成 18 年 7 月 10 日から平成 19 年 3 月 30 日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）